

全ト協発第622号(輸)
令和2年2月28日

都道府県トラック協会長 様

公益社団法人全日本トラック協会
会長 坂本克己



国家公務員の旅費支給手続き変更に伴う周知について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、当協会の活動に対し、ご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、国土交通省自動車局貨物課より別紙のとおり、国家公務員の人事異動に伴う旅費(引越費用等を含む)支給手続きが変更され、標準引越運送約款に基づいて作成された引越に係る見積書及び請求書により、引越費用が支払われることとなり、引越事業者において、標準引越運送約款等の適切な運用を徹底されるよう要請がありました。

つきましては、別紙について、貴協会傘下の会員事業者へご周知いただきますよう、ご協力のほどお願い申し上げます。

敬 具



令和 2 年 2 月 2 6 日
国土交通省自動車局貨物課

国家公務員の旅費支給手続き変更に伴う周知について

今般、国家公務員の人事異動に伴う旅費（引越費用等含む、以下「旅費」という。）支給手続きについては下記 1. のとおり変更されることとなっております。運送約款の適切な運用をはじめとした下記 2. の内容について、改めてご確認いただくようお願い申し上げます。

また、例年引越の依頼が集中する 3 月から 4 月にかけての繁忙期を迎えるにあたって、引越サービスを提供するトラック運送事業者の皆様におかれましては、健全な引越事業の発展に向けて、改めて貨物自動車運送事業法の適切な運用に努めていただきたい所存でございます。

記

1. 国家公務員の旅費支給手続きの変更について

国家公務員の引越を伴う赴任に際しては、今後、旅費を適正に支給する観点から、原則 3 社以上の引越事業者から見積書を取り寄せた上で、事業者に依頼することとし、その実費を支給することとなりました。

その際、支給される旅費は通常の引越に要する基本的作業に係るものとし、荷造り等の作業費については、支給の対象外となっております。

なお、今回の手続きの変更により、公正な市場環境に影響を与えないよう、関係法令を遵守するようお願いいたします。

2. 運送約款等の適切な運用について

標準引越運送約款等に基づき、適切に見積書を作成していただくとともに、請求書の作成にあたっては、見積書の内容に変更が生じた場合、当該変更に応じた所要の修正を行うなど、改めて運送約款の適切な運用を徹底していただきますようお願い致します。

また、見積書の作成にあたっては、全日本トラック協会が定める標準見積書様式をはじめとする、運賃等の内訳を明確に記載することのできる見積書を用いるなどのご協力をお願い致します。

なお、運賃等は届出した運賃の範囲において適正に収受するようご留意願います。